

札幌市木造住宅耐震化促進事業

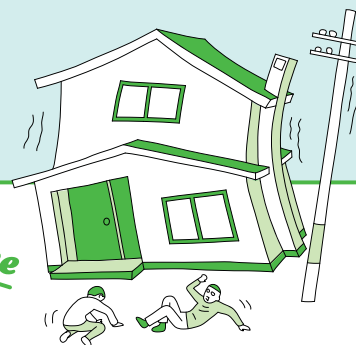
● 制度の概要 ●

昭和56年5月31日以前に在来軸組工法で建築又は着工された、木造の戸建住宅、長屋、共同住宅の所有者に下記の費用の一部を補助

- ① 耐震診断に要する費用
- ② 耐震設計に要する費用
- ③ 耐震改修工事に要する費用

※地上階数が3以下、木造部分の階数が2以下で、住宅部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの
※消費税等相当額は補助対象費用から除く

Earthquake



● 補助額等 ●

- ① 無料
- ② 戸建住宅 2/3以内（10万円を限度）
長屋・共同住宅 2/3以内（20万円を限度）
- ③ 1/3以内（1件につき80万円を限度）

▼耐震診断

全額補助

▼耐震設計

2/3補助

▼耐震改修工事

1/3補助

● 申込み期間 ●

- 平成29年4月17日～平成29年12月15日
②、③においては、予定件数に達するまで

● 問い合わせ先 ●

市役所 建築安全推進課 TEL.211-2867

● ホームページ ●

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/mokuzou.html>

札幌市住宅エコリフォーム補助制度

● 制度の概要 ●

（住宅改修費用の一部を補助）

一定の省エネ・バリアフリー改修工事

- ①浴室②便所③階段の改良④段差の解消
- ⑤廊下の拡幅⑥手すりの設置⑦出入口戸の改良
- ⑧玄関前スロープ設置
- ⑨窓の断熱改修工事(居室の窓は全て基準を満たすこと)
- ⑩床、天井、壁の断熱改修工事

※⑨については、戸建住宅で窓改修と併せて玄関扉の断熱改修を行う場合、玄関扉も含む

● 補助額等 ●

補助対象工事毎に市が定める補助金額の合計
上限額：総工事費（税抜き）の10%以内かつ戸当たり50万円（複数戸の場合は、一人または一法人で100万円が限度）

● 申込み期間 ●

第1回募集：平成29年5月10日～5月23日
第2回募集：平成29年9月4日～9月15日
期間内に申請額が予算を越した場合は抽選
予算に達しない場合は最大11月末まで受付を継続

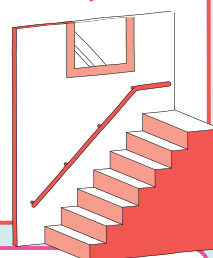
● 問い合わせ先 ●

市役所 住宅課 TEL.211-2807

● ホームページ ●

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/03reform/eco/eco.html>

Eco Reform



札幌市危険空家等除却補助制度

● 制度の概要 ●

（危険な空き家などの除却（解体）工事にかかる費用の一部を補助）

● 工事の要件 ●

危険性があると認められる空き家等の全部を除却（解体）し、所在地を更地にする工事であること

● 補助の種類 ●

地域連携型：除却後の土地を5年間、町内会等に無償で貸与すること
通常型：除却後の土地を1年間、営利目的の活用及び有償による譲渡または貸与等を行わないこと

● 補助額等 ●

地域連携型 9/10（上限150万円）
通常型 1/3（上限50万円）

● 申込み期間 ●

平成29年4月11日～平成30年1月31日
※平成30年2月28日までに完了報告ができる工事であること
※予算額に達し次第、受付を終了

● 問い合わせ先 ●

市役所 建築安全推進課（監察担当課）空き家対策担当
TEL.211-2808

● ホームページ ●

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/akiya/akiyahojyo.html>